



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 所得拡大促進税制について

はじめに

平成25年度税制改正において、個人の所得の拡大を図り、所得水準の改善を通じた消費喚起による経済成長を達成することを目的に「所得拡大促進税制」が創設されました。

この制度を利用することにより、雇用者給与等支給の増加額の10%が法人税から税額控除できます。

今回は、「所得拡大促進税制」の概要と所得拡大促進税制が適用され消費喚起による経済成長にどのように影響しているかご説明させていただきます。

1. 所得拡大促進税制の概要

所得拡大促進税制は、青色申告を提出している法人（又は個人事業主）が平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成30年12月31日までの各年。以下「適用事業年度」といいます。）において、国内雇用者に対して給与等を支給し、以下の3つの要件を満たした場合、雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができる制度です、ただし、控除できる税額は、その適用事業年度における法人税額（個人事業主の場合は、所得税の額）の10%（中小企業の場合は、20%）が限度となります。

【要件】

- ① 雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上になっていること。
- ② 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額（前事業年度）以上であること。
- ③ 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額（前事業年度）を超えること。

2. 所得拡大促進税制の制度利用のポイント

所得拡大促進税制を利用するには4つポイントがあります。

【ポイント】

- ① 適用対象が幅広い
青色申告を提出されている、個人事業主から大企業まで活用でき、業種による制限がありません。

- ② ベースアップを含め、幅広い賃上げが対象
原則として、所得税法上「給与所得」として課税対象とされるものが含まれます。ベースアップを実施することにより、適用の可能性が高くなるだけでなく賞与や諸手当の増額も対象になります。
- ③ 増加促進割合の要件が緩和
平成26・27年度税制改正によって、基準事業年度からの増加割合について、中小企業者等を中心に要件が緩和され、適用されやすくなりました。
- ④ まだ活用のチャンスがあります。
平成30年3月末までに開始する事業年度まで継続する制度ですので、今年度利用ができなくても、来年度は利用できる可能性があります。制度利用する場合、事前申請は必要なく、申告書に明細を添付すれば足ります。

3. 所得拡大促進税制利用実績

経済産業省より、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社の「平成26年度産業経済研究委託事業 所得拡大促進税制の利用促進に関する調査」の報告書が公表されています。この報告書によると、平成26年度税制改正により、給与支給額の増加割合が2%へと緩和され、利用割合が上昇したと記載されています。よりこの制度が適用できる企業が増加したのですが、一方で平均給与等支給額を計算する上での継続雇用者の把握や計算の煩雑さに関する意見も多く出たようです。また、所得拡大促進税制を適用したことによって生み出されたキャッシュの利用方法としては、「内部留保」が22.6%と最も多くなっております。

おわりに

紙面の都合上、所得拡大促進税制について詳細にご紹介できませんが、幅広い方々が対象となる制度ですので、ご興味ある方はお気軽にお問い合わせください。また、この制度の本来の目的としては、消費喚起とするところにあるので内部留保せず、設備投資や従業員への還元をし、所得拡大税制により、より明るい日本になるといいですね。
(担当：中村)